

運送事業者に対する行政処分(令和7年6月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般乗用	令和7年6月30日	岩船タクシー株式会社(法人番号9110001018030) 代表者 渋谷浩	新潟県村上市大字 岩船上大町2番2号	本社営業所	新潟県村上市大字 岩船上大町2番2号	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」) 第9条の3第1項、法第16 条第1項、法第23条第3 項、法第27条第3項	令和7年3月4日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)運賃料金認可、運賃料金変更認可違反(法第9条の3第1項)、(2)事業計画に定める業務の確保違反(法第16条第1項)、(3)運行管理者の選任解任届出違反(法第23条第3項)、(4)整備管理者選任(変更)の未届出(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第45条)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。